

女性間ハラスメント被害者の語りとジェンダー規範

山口季音

1. 問題の所在と目的

1-1. 問題の所在

個人が他の個人や集団との関係の軋轢から、からかいや嫌がらせなどの「被害」を受けることは珍しいことではなく、社会生活を営む上で誰にでも起こりえるものだと考えられている。しかし一方で、そうした被害は学校での「いじめ」や職場での「セクシュアルハラスメント」・「パワーハラスメント」として社会問題となり、大きな問題として認識されてもいる。そうした「いじめ」などと表現される加害と被害の関係のなかで、本研究では一定期間継続する加害と被害の関係に注目し、そのような関係を指す言葉としてハラスメントを用いる⁽¹⁾。また、本稿ではハラスメントの被害者に焦点を置いている。

ハラスメント被害者に関する先行研究では、被害者がハラスメントに対処することによって、ハラスメントが解決するかどうかや、被害者の長期的な影響と対処の仕方との関係が分析されている⁽²⁾。例えば、城西(1995)は、ハラスメントを教師や親、友人に相談することが、ハラスメントの解決や深刻化を防ぐことに寄与すると示唆している。対して久保田(2004)は、ハラスメントの解決を左右するのは、被害者の対処そのものではなく、被害者の対処を受けて周囲がどう反応するかにかかっていることを明らかにしている。また、森本(2004)は、

被害を他人に相談してハラスメントを解決するよりも、自分で対処しようとする対処の方が、ハラスメント後に受けるマイナスの影響(イライラしやすくなった、他者からの評価への過敏な反応など)が少ないことを指摘している。

ところで、児童生徒を対象とした量的調査の結果では、ハラスメント被害者の対処の仕方には、男子の方が女子よりもハラスメントの被害を相談しない傾向があることが示されている(森田ほか編1999、62-63頁;深谷1996、140頁;久保田2004、256-257頁など)。このような結果を見ると、ハラスメント被害者の対処の仕方にはジェンダー規範の影響がみられるのではないかと考えることができる。しかし、ハラスメント被害者の対処の仕方に関する研究で、ジェンダーの視点から分析が試みられることはあまりない。

以前に筆者は、そうした男子の方が女子よりもハラスメントの被害を相談しないという量的調査の結果に注目し、小学校から高等学校までの間にハラスメント経験を有し、被害を相談しなかった男性の被害者の主観的世界を調査した。調査の結果、被害者がハラスメントの被害を相談しなかったのは、彼らがハラスメントを「大した問題ではない」と考え、相談するほどのことではないと考えていたからであったことを明らかにした⁽³⁾。そして、ハラスメントを「大した問題ではない」としながらも、一方でハラスメントを辛い体験として語っている彼らのハ

ラスメントへの主観的な意味づけの仕方から、彼らがハラスメントを「大した問題ではない」と考えているのは、他人に「弱み」を見せてはいけなくとする男性に対するジェンダー規範の影響を受けているからではないかと指摘した(山口2009)。

男性に対するジェンダー規範が男性のハラスメント被害者の、ハラスメントを相談しないという対処の仕方に関わっているとすれば、そうしたジェンダー規範を相対化する視点が、ハラスメントの深刻化を防ぐことに有効だと考えられる。被害者がハラスメントの被害を相談しないということは、ハラスメントを解決するうえで男女共通の問題とされているが、このようにハラスメント被害者の対処の仕方をジェンダーの視点で見ること、ハラスメントの解決や深刻化について男女で異なった側面を見出せると考えられる。

ただ、ハラスメントを辛いと考えているにもかかわらず、「大した問題ではない」とし、被害を誰かに話さないということは、男性に特徴的なものと考えられるだろうか。女性であっても、ハラスメントを相談せず一人で解決しようとすることは考えられる。こうした関心から、本稿では女性のハラスメント被害者に着目する。

1-2. 本稿の目的

前述したように、児童生徒を対象とした量的調査の結果では、女子は男子と比較すればハラスメントを人に相談できていることが示されている。例えば、小学校5年生から中学校3年生までを対象としたハラスメントに関する全国的な質問紙調査では、男子の4割以上が被害を誰にも話していないと答えている一方で、被害を誰にも言わなかったと答えた女子は2割程度である(森田ほか編1999、62-63頁)。

こうした調査の結果について、女性のハラス

メント被害者に関する先行研究では、女子には他人に「弱み」を見せてはいけなくといったジェンダー規範がないので、女子は男子と比較すればハラスメントの被害を相談しやすいのではないかと指摘されている。例えば、男子がハラスメントの被害を相談しないことについて、「男子は女子と比べて気持ちを話すことに慣れていない」(同書、65頁)ことと、男子には「自力でなんとかする強さを求められるジェンダー規範の縛り」(片岡2007、88頁)があるため、その被害を相談できない傾向があると指摘している。一方で、女子が男子に比べてハラスメントの被害を相談しやすいのは、「女子は、人に援助を求めることが自分の面子にかかわるとする『男子の文化』(男らしさについての規範)がないからかもしれない」(深谷1996、141頁)と指摘する。

これら先行研究の指摘から考えると、ジェンダーの視点で見れば、女子は男子に比べればハラスメントに悩んでいるという「弱み」を人に話すことができているという点で、男子よりも問題が大きくないように思える。しかし、そのような相談は積極的なものなのだろうか。女子の方が男子よりもハラスメントの被害を人に話しやすいとしても、女子がその被害を人に話すことをためらうこともあるだろう。それは女子同士のハラスメントが、男子と比較して親しい友人同士で起こりやすいことに関係していると思われる(女子のハラスメントが親しい友人間で起こる傾向については、三島2003)。つまり、親しい友人関係やグループのなかで女子のハラスメントは起こっているために、被害者もその被害を訴えにくくなるのではないかと、とも考えられる。こうした文脈では、女子がハラスメントの被害を男子よりも人に話す傾向があるとしても、そこには様々な葛藤があると思われる。

しかし、ハラスメントの被害を被害者が人に話すことができているのか、話すことができ

いないのかに注目して女子生徒間、すなわち女性間ハラスメント被害者を分析した研究はほとんどない。そもそも現在日本のハラスメントに関する研究において、女性間ハラスメント被害者の主観的世界を詳しく調査した研究はほとんど見当たらない。そこで本稿では、アメリカでR.シモンズが行った女性間ハラスメントについての調査研究（Simmons 2002：訳書2003）を用い、ハラスメントの被害を人に話すことができている被害者と、話すことができていない被害者の語りをジェンダーの視点から見ることで、女性間ハラスメント被害者について考察することにした。

2. 研究方法

本稿では、女性間ハラスメント被害者のハラスメントへの対処の仕方を分析する資料として、シモンズの調査研究を用いる⁽⁴⁾。シモンズの調査研究は、調査対象を10代前半の時期に起こった女子間のトラブルに絞り、アメリカ各地の10校の学校において女子生徒やその親、教師、そして成人女性50人に対しても行われた大規模な調査で、日本でも邦訳されている（邦題『女の子どうして、ややこしい！』草思社、2003）。また、英語圏の研究において女子の攻撃性やトラブルを考える際に参考とされている文献である（例えば、Bright 2005）。

シモンズの調査研究は、ハラスメント被害経験を有する多くの女子・女性に対してインタビューしており、被害経験者の中心が中産階級出身の白人女性という偏りは見られるが、女性間ハラスメントの背景を理解する上で示唆に富み、女性間ハラスメント被害者とジェンダー規範との関連を考える際に有効である。

シモンズが調査した被害者の多くが、直接的な攻撃の被害ではなく、無視や仲間外れ、噂を流すといった人間関係を用いた攻撃の被害にあ

っている。シモンズはこれらの行為を「裏攻撃」と呼んでいる（Simmons 2002, p.21：訳書2003、23頁）。紹介されている事例に一時的な被害はなく、長期的な被害であり、本研究でいうハラスメントと考えられる。

シモンズの女性間ハラスメント被害者に関する分析では、ハラスメントを一人で抱え込んでいる女子が中心となっている。したがって、シモンズの被害者に関する調査内容とその分析を概観することで、被害を人に話さない女性間ハラスメント被害者とジェンダー規範との関係を見ることのできるだろう。

また、シモンズの分析はハラスメントの被害を話していない被害者を中心にしているが、シモンズの調査した被害者のなかには、被害を人に話している者も散見される。そのため、シモンズの調査から、女子がハラスメントの被害を人に話すことができるのはどういう文脈においてなのかを検討し、ジェンダーの視点から考察することができる。

以下では、シモンズの調査研究における被害を人に話さなかった被害者の語りとその分析から、そうした被害者とジェンダー規範の関係を検討した後、シモンズの調査における被害を人に話している女性間ハラスメント被害者の語りを検討し、なぜハラスメントの被害を相談できたのかをジェンダーの視点から考察する。

3. 女性間ハラスメント被害者の語りと分析

3-1. 被害を話さない女性間ハラスメント被害者

ここでは、シモンズの調査研究における女性間ハラスメント被害者の語りとその分析を概観することで、ハラスメントの被害を話していない女性間ハラスメント被害者から、どのようなジェンダーの問題を見ることのできるのかを検

討する。

シモンズは、多くの女子や女性にインタビューした経験から、「人間関係をコントロールできなくなった女の子は、それを自分のせいだと思ってしまう」(ibid, p.160: 訳書2003、169頁)といい、女子がハラスメントを受けたことについて、加害者との関係を悪くしたのは自分の責任であると、自己にハラスメントの責任を求めてしまう傾向を指摘している。そして、そのような女子の傾向をC.ギリガンの女性が男性よりも人間関係の維持に重点を置き、孤立を避けるように社会化されるという議論(ギリガン訳書1986)に依拠しながら説明している。つまりシモンズは、女性間ハラスメント被害者が、女性は人間関係を円滑にしていなければならないというジェンダー規範の影響を受けていることを示唆している(Simmons 2002, p.30: 訳書2003、33頁)。

そうした女性間ハラスメント被害者の傾向がよくみられる語りが、ヴァネッサとステファニーの語りである。

ヴァネッサ(面接時27歳)が受けたハラスメント(ibid, pp.49-56: 訳書、52-59頁)は、幼い頃から友人であった加害者から悪口を言われ、中傷され続けるというものだった。特に悪口は「体重」に関するものが中心だったという。例えば、ノートを取られ、「デブ(fat)」などと書かれた。ハラスメントは、11歳のときからおよそ1年近く続いた。

ヴァネッサは約1年に渡るハラスメントに思い悩んでいたのだが、被害を受けていても、そうしたハラスメントを両親に話さなかったことを強調している。その理由として、ヴァネッサの語りからは2つあげられている。まず、加害者との関係がよくないことを両親に指摘されないためである。ヴァネッサは、被害を受けていても加害者のことを友人とも考えていた。「自

分のことは自分で決められる」と考えていたヴァネッサは、両親にハラスメントを話して自分の考えが間違っているとされたくなかったと語っている。次に、母親に対する反発である。ヴァネッサは特に、「母に相談するなんて絶対に嫌でした」と母親にハラスメントを話すことを拒絶していた。それは、加害者の悪口と同じように、母も「体重を減らしなさい」と被害者にとって最も痛いところを指摘してきたので、自らが受けているハラスメントを正当化しているような気がしていたからであった。

両親にハラスメントの被害を話すことができないのなら、教師など周囲の他の人に相談はしなかったのだろうか。前述したが、ヴァネッサはハラスメントを受けて辛い思いをしているにも関わらず、加害者を友人と考えていた。そのために、被害を受けていても、周囲からは加害者と友人同士に見えるように振る舞っていたという。なぜなら「他に友達もいなかった」上に、加害者のグループに入っていることに夢中になっていたからだという。ヴァネッサは、「なんの関係もないくらいなら、いじめられていた方がマシ」だったとも語っており、たとえ被害を受けるような関係であったとしても、そこに留まることを選択している。

こうした事情から、ヴァネッサは、ハラスメントを受けていることを誰かに相談することはなかったとみられる。では、どのようにハラスメントに対処しようとしていたのか。彼女は最終的には、自ら加害者との関わりを断つことができ、ハラスメントを解決している。しかし、それまでの約1年間は、ハラスメントに抵抗することはなかった。それどころか、自分にハラスメントの責任を求めていることがうかがえる。それは、もし誰かに被害を話していたら、という仮定の話のなかでうかがうことができる。

ヴァネッサは、もし当時誰かに問題を話して

いたとしたら、相談することは、ハラスメントの被害とともに、「自分が醜くて最低で、弱虫でつまらないやつとしか思えないから死にたいと考えていること」だと、加害者の行為よりも、自分自身の問題について語っている。そのような状況で、ヴァネッサは、「どうしようもなく暗い、ひどい毎日だった」とひどく落ち込む毎日を過ごすことになり、ハラスメントが解決した後も、女性との人間関係に不安を感じていたと語っている。

ハラスメントの責任が自分にあると考え、自分自身を変えようとすることによってハラスメントに対処しようとしていたのが、ステファニーの事例 (ibid, pp.107-113 : 訳書、111-119頁) である。ステファニー (面接時29歳) が受けたハラスメントは、15歳のとき、友人である二人の女子から無視されることから始まった。それから、根拠のない噂を流されたり、中傷をされたりする被害を受けていた。

ステファニーは、ハラスメントを受けるようなことをした覚えがなく、また、加害者とケンカをしたわけでもなかった。そのため、自分が何をしたのか周囲に教えてもらおうとしたが、誰も教えてくれなかったという。どう解決すればいいのかわからない、辛いハラスメントが数ヶ月続いても、ステファニーは親に相談することはなかった。それは、心配をかけたくないという気持ちと、ハラスメントを受けていることを知られたくないという気持ちからだだったという。では、ステファニーはどのようにしてハラスメントに対処しようとしていたのか。

それはダイエットを始め、体重を10キロ減らすことだった。体重を減らすことで、「すべてがよくなる」と思っていたという。さらに、ハラスメントを誰にも言わないことで、いま自分が受けている被害を現実ではないと思込もうとしていたともいう。そのときの思いを、「う

まく自分だけの秘密にして、みんなに嫌われていると声に出して言わなければ、現実でなくなるんです」と語っている。

こうした手段でハラスメントを対処しようとしていたステファニーだったが、ハラスメントは解決することなく、むしろ自信や自尊心を失っていったという。そして、なぜハラスメントを受けるのか理由がわからないため、すべて自分のせいだろうと、思ったことをなんでも言う習慣がいけなかったのだろうと考えるようになっていった。

ハラスメントはステファニーが転校することで終わったという。新しい学校ではすぐに友人ができ、何の問題もなかったというが、ハラスメントを受けることで生まれた警戒心は解けなかったという。

こうした語りにもみられるように、2人は被害を受けていたとき、ハラスメントを人に相談していない。シモンズは、ハラスメントの被害を人に話さないということとジェンダー規範との関係について、ハラスメントは「どの子どもにとっても屈辱的な経験」 (ibid, pp.239 : 訳書、241頁) であると述べて言及していない。しかし、女性間ハラスメント被害者たちがハラスメントを相談することをためらう要因を検討すると、そこにジェンダー規範の影響を読み取ることができる。

シモンズの調査研究における女性間ハラスメント被害者の語りからは、ハラスメントを人に話すことをためらう要因として、ハラスメントの責任が加害者だけではなく、むしろ自分にもあると考えていることがうかがえる。もちろん、彼女たちはハラスメントの責任の全てが自分にあると考えているわけではない。彼女たちが被害を相談しない理由の一つだけということではなく、他人に心配をかけたくないという配慮や、シモンズが指摘するようにハラスメントが

屈辱的な経験なので話したくないということ、そして親に対する反発心から相談しなかったことなどもあるだろう。

しかし、最終的に彼女たちはハラスメントを受けていることを、人間関係がうまくいかなかった自分のせいだと考え、自身を責めている。そして、加害者に抵抗するよりも、そのままハラスメントに留まっている。被害を受けながらも、加害者のことをまだ友人と考え、加害者の行為を否定するよりも、むしろ自分に責任を求めているヴァネッサの語りからは、ハラスメントを相談しない理由として、ハラスメントを受ける責任が自分にある、と考えていることがうかがえる。ステファニーも同様に、ハラスメントが解決しないことを自分の責任と考えていた。

では、ハラスメントの責任が自分にあると感じ、被害を相談せずにハラスメントに留まっている女性間ハラスメント被害者の語りを、ジェンダーの視点からどのように考察することができるだろうか。多賀太は江原由美子のジェンダー規範に関する議論を参考に、シモンズの知見をまとめ、女性間ハラスメント被害者と女性に人間関係の良好さを期待するジェンダー規範との関係を指摘している（多賀2007、181-183）⁽⁵⁾。

江原は、「性別分業」のジェンダー規範は単に男女で異なる役割を割り当てているわけではなく、男性に「活動の主体」としての位置を、女性に「活動を行っている者を支える役回り」としての位置を与える傾向があると指摘し、そうだとすれば、そのことは女性の「活動」を「他人の活動の影」にするという（江原2001、131-132頁）。こうした文脈では、女性は争いを避け、他人との人間関係を良好にしていることを期待され、「他者の活動を手助けする存在」（同書、130頁）として位置づけられる。

このように現在支配的なジェンダー規範のもとで、女性が人間関係を円滑にしていることが

期待されているため、女性はハラスメントに抵抗した結果、集団から孤立することで、女性に対するジェンダー規範から逸脱しているという不安を感じることになる。そのために、女子はハラスメントに抵抗して集団から孤立するよりも、ハラスメントに留まることを選択するのではないかと指摘されている（多賀2007、182頁）。こうした女性に対するジェンダー規範が、女性間ハラスメント被害者が被害を相談せず、ハラスメントに留まる要因の一つではないかと考えられるのである。

このように考えると、女性間ハラスメント被害者が、ハラスメントの責任が自分にあると考えてハラスメントを相談しないことに、ジェンダー規範の影響を読み取ることができる。というのも、ハラスメントの被害を受けているにも関わらず、ハラスメントに留まろうとするのであれば、たとえ加害者に責任の大半があるとしても、加害者に対して反発心を抱いていては加害者との関係を継続することは難しいと考えられるからである。こうした感情を抑えるために、被害を相談しない女性間ハラスメント被害者は、ハラスメントの責任が自分にあると考えているのではないかと考えられる。

このように、シモンズの調査した、ハラスメントの被害を相談していない女性間ハラスメント被害者の語りをジェンダーの視点から分析すると、人間関係を良好に維持し、孤立を避けるべきだと女性に期待するジェンダー規範の影響をうかがうことができる。

3-2. 被害を話している女性間ハラスメント被害者

シモンズは、多くの女子たちはハラスメントの被害者になっても、その被害を親に話さないという（Simmons 2002, p.239: 訳書2003、241頁）。しかし、シモンズが調査した被害者のなかには、数こそ多くないが、ハラスメントの解

決には至らなくても親が被害を知っている者はいし、親ではなく他の女子や教師にハラスメントを話している者もいる。

そうした女性間ハラスメント被害者が、なぜ被害を人に話すことができたのか、ということに着目して被害者の語りを検討した結果、被害を誰かに話している女性間ハラスメント被害者からは、泣いている姿や落ち込んでいる姿を周囲に見せることで、周囲がハラスメントに気づき、結果的に被害を話せていることがうかがえた。また、同じようにハラスメントを受ける人に対して被害を話している者もいた。

ジェニー（面接時32歳）は、11歳から12歳の頃、転校してきた学校で、主に2人の加害者から悪口を言われ中傷されたり、廊下で体当たりをされたりするハラスメントを受けていた。ハラスメントは、最終的に校長へハラスメントを訴えたことで解決するが、ジェニーは数ヶ月の間、ハラスメントに耐えている。そんななかで、親や教師に相談することはなかったという。特に親に、そのように嫌われていることを話すことはできなかったと、「もし両親から何かあったのか聞かれても、別に、と答えていたでしょうね」と語っている。

しかし、ジェニーはハラスメントの悩みを誰にも話さず、一人で抱えていたわけではないようである。それは、ハラスメントを受けている間の「ささやかな慰め」として、一学年上の従姉がよくグループに誘ってくれたことをあげていることからわかる。それによってハラスメントが解決したわけではないが、ジェニーの従姉はハラスメントを受けて「ひとりきり」の彼女の様子を気の毒に思い、誘ってくれたという（ibid, pp.25-20：訳書、27-32頁）。

エリン（面接時10代後半）が受けたハラスメントは、周囲の女子からの無視や仲間外れだった。エリンのインタビューには、彼女の母親の

言葉も紹介されており、母親はエリンが受けていたハラスメントを知っていた。母親がエリンの受けているハラスメントを知るきっかけは、エリンが毎晩手をつけられないほど泣いているのを目の当たりにしていたからであった（ibid, pp.94-96：訳書、97-99頁）。

アニー（面接時14歳）も、ハラスメントを親が知っており、一緒にインタビューを受けている。アニーの受けていたハラスメントを彼女の母親が知った理由は、一緒に掃除していたアニーのロッカーから、加害者からの大量の嫌がらせの手紙が出てきたからだった。また、ハラスメントの悩みで泣いている姿も、家族がハラスメントを知る理由であったことがうかがえる（ibid, pp.56-62：訳書、60-65頁）。

ナタリー（面接時13歳）は、昔からの友人に嘘をつかれたり、悪口を言われて中傷されたりするハラスメントを受けていたが、そのことを親には話していないという。ナタリーはハラスメントを受けたことによって、「もう誰にも何も話せない」と人間関係に不安を感じていた。しかし、同じようにハラスメントを受ける女子を助けるという形で、自分が受けていたハラスメントを話すことができている（ibid, pp.62-66：訳書、66-69頁）。

このように、ハラスメントの被害を相談できている女性間ハラスメント被害者は、直接助けを求めるというようなやり方で被害を相談しているわけではないが、周囲にハラスメントの被害を受けていることがわかるような間接的な形で、被害を人に打ち明けられていることがわかった。

こうした女性間ハラスメント被害者たちの語りからうかがえるのは、彼女たちがハラスメントを「辛い」と思っていることがわかるような「弱み」を、他人に見せまいとしているわけではないことである。もちろん、被害者たちは積

極的にハラスメントの被害を話していたわけではない。例えば、ジェニーは加害者に嫌われていることを親に話すことはできなかったと語っているし、ナタリーも親には話していないと語っている。また、相手に嫌われていることを親に話したくないと、人間関係を良好に維持することを女性に期待するジェンダー規範の影響をうかがわせる者もある。

しかし、女性間ハラスメント被害者の語りからは、様々な理由からハラスメントを受けていることを周囲に隠したいと考えていても、泣いている姿、落ち込んでいる姿という「弱み」を見せ、被害を他人が知ること、結果的にハラスメントの悩みを人に話せていることが読み取れる。また、自分と同じようなハラスメントを受けている被害者を助けるために、ハラスメントの被害を話している者もいた。こうした被害者からは、同じ被害を受けている者に被害を話すことで、加害者との関係とは別の人間関係を構築することになり、ハラスメントのダメージを緩和しようとしていることが読み取れる。

女性間ハラスメント被害者とジェンダー規範に関する先行研究では、児童生徒を対象とする量的調査の結果から、女子が男子と比較してハラスメントの被害を人に話すことができる傾向があるのは、現在支配的なジェンダー規範のもとで、女性には他人に「弱み」を見せてはいけないとするような規範がないからだ指摘されていた。

では、現在支配的なジェンダー規範のもとで、なぜ女性は男性と比較して、ハラスメントを相談しやすいと考えられるのだろうか。それは、男性を「優位」に位置づけ、女性を「劣位」に位置づける「男性優位」のジェンダー規範と関係している。「女性に対する男性の優位」を基本構造とする社会では、「男性性／女性性」の二項対立は「優位／劣位」の二項対立に読み替えられる（多賀2006、22-23頁）。したがって、

他者よりも優位であることが「男らしさ」と見なされ、他者よりも劣位に位置づけられることは、「男らしくない」とみなされることになる（多賀2007、172頁）。こうした「男性優位」のジェンダー規範のもとでは、男性は他人より優位であることを求められるため、ハラスメントの被害を受けているといった「弱み」を相談しにくくなるのではないかと考えられる。一方で、女性は「劣位」に位置づけられており、被害に耐えるような「強さ」を求められることはないため、ハラスメントを受け、その悩みを誰かに話したとしても「女らしさ」の規範から逸脱することにはならず、ハラスメントの悩みを一人で抱え込むことは、男性と比べて少ないのではないかと考えられるのである（同書、182頁）。

このように、シモンズの調査研究における被害を相談できている女性間ハラスメント被害者の語りを考察した結果、女性間ハラスメント被害者は積極的な形ではないにしても、先行研究で指摘されているように何らかの「弱み」を周囲に見せることで、結果的にハラスメントの被害を人に話せていることを読み取ることができた。シモンズの調査した女性間ハラスメント被害者におけるそうした「弱み」とは、泣いている姿や落ち込んでいる姿といった、ハラスメントを「辛い」と感じている様子であった。

3-3. 結論

本稿では、シモンズの調査研究における、ハラスメントの被害を人に話していない被害者と話している被害者に注目して、女性間ハラスメント被害者の語りを検討した。そして、それらの語りから、女性間ハラスメント被害者とジェンダー規範との関連を分析した。

まず、シモンズの分析は、ハラスメントを相談していない被害者に関するものだった。シモンズの調査研究における被害を話していない女

性間ハラスメント被害者の語りからは、被害者がハラスメントの責任を自分にもあると考え、被害を受けているにも関わらず、ハラスメントに留まっていることがうかがえた。

シモンズの女性間ハラスメント被害者に関する分析を踏まえると、女性間ハラスメント被害者がハラスメントの責任が自分にもあると考えて被害を人に話さないのは、被害者が、女性は人間関係を円滑にしていなければならないといったジェンダー規範の影響を受け、人間関係がうまくいっていないことを周囲から隠そうとしているからではないか、と考えられる。そして、ハラスメントに留まるため、加害者に対して抵抗する気持ちを抑えようと、ハラスメントの責任を自分にあるとしているのではないか、ということが読み取れた。

次に、女子がハラスメントの被害を人に話すことができるのはどのような文脈においてなのかという、シモンズの視点とは異なる視点で女性ハラスメント被害者の語りを検討した。その結果、女性間ハラスメント被害者がハラスメントの被害を人に話すことができているのは、何らかの「弱み」、例えば落ち込んでいる姿や、泣いている姿を人に見せることによって、被害者が自分の受けている辛さを周囲に伝え、その結果人に話すことができているということがわかった。

現在支配的なジェンダー規範のもとでは、女子は男子に比べればハラスメントの被害を相談しやすいことが指摘されている。シモンズの調査研究における、ハラスメントの被害を人に話すことができている女性間ハラスメント被害者は、周囲に「弱み」を見せることによって、ハラスメントの被害を人に伝えることができている。そうした被害者の語りからは、積極的に被害を話しているわけではないにしても、彼女たちがハラスメントの被害や、ハラスメントを受けて落ち込んでいる姿といった「弱み」を他人

に見せまいとしているわけではないことがうかがえた。

4. 考察

最後に、本稿で得た結論から、以前に筆者が調査した男性のハラスメント被害者の、ハラスメントを「大した問題ではない」と解釈し、被害を人に話さないということが、男性に特徴的と考えられるかどうかを仮説的に考察し、女子よりも男子の方がハラスメントの被害を相談しないという量的調査の背景をジェンダーの視点から考えてみたい。

ハラスメント被害者の対処の仕方に関する研究では、相談するという対処の仕方に男女差があることを指摘するに留まっていた。しかし、ジェンダーの視点からハラスメント被害者の対処の仕方を考察することは、ハラスメント被害者の問題をより理解するために有効だと考えられる。

こうした関心から、以前に筆者は小学校から高等学校までの期間にハラスメント被害経験を有し、その被害を相談することのなかった男性の被害者の、ハラスメントへの主観的な意味づけの仕方をインタビュー調査した。彼らが被害を誰かに話すことがなかったのは、ハラスメントが「大した問題ではない」ので、人に話すほどのことではないと考えていたからであった。例えばある被害者は、加害者に会うたびに殴打されることを、毎日ではないので、自分が我慢すればいい問題であり、誰かに話すほどではないと語っていた。しかし一方で、彼らはそのようなハラスメントの経験を、辛い経験としても語っていた。(山口2009)。

他者よりも優位であることが「男らしさ」とみなされ、他者よりも劣位に位置づけられることが「男らしくない」とみなされることになる「男性優位」のジェンダー規範のもとでは、男

性はハラスメントの悩みを人に打ち明けられず、一人で抱えがちになる。一方で、女性は、こうした「男性優位」のジェンダー規範のもとでは「劣位」に位置づけられるため、ハラスメントの被害を他人に相談することは「女らしさ」の規範から逸脱することではなく、男性と比べれば、ハラスメントの悩みを一人で抱え込むことは少ないのではないかと考えられる（多賀2007、182頁）。

もちろん、女性でもハラスメントの被害を人に話さない者もいるだろう。しかし、シモンズの女性間ハラスメント被害者に関する分析を参考にすると、ハラスメントを相談しない場合であっても、男性と女性で、ハラスメントを相談しない理由にジェンダー規範による違いがみられるのではないかと考えることができる。

女性間ハラスメント被害者が被害を人に話さない場合、次のように考えられる。女性が「他者の活動を手助けする存在」（江原2001、130頁）として争いを避け、人間関係を円滑にしていることが期待されているため、ハラスメントに抵抗した結果、集団から孤立することは女性に対するジェンダー規範から逸脱している不安を感じることになる（多賀2007、182頁）。こうした文脈では、女性間ハラスメント被害者は、集団から孤立することを避けるため、加害者に抵抗しにくくなると考えられる。

シモンズが調査した、被害を話さなかった女性間ハラスメント被害者の、ハラスメントの責任が自分にもあると考え、加害者に抵抗するよりもハラスメントに留まっている様子からは、女性は人間関係を円滑していなければならないというジェンダー規範の影響を受けていることが読み取れる。つまり、女性間ハラスメント被害者の場合、女性に人間関係の良好さを期待するジェンダー規範のもと、人間関係がうまくいっていないことを周囲に気づかれないために、被害を人に話すことをためらっているのではな

いか。そして、加害者に対して抵抗する気持ちを抱えていてはハラスメントに留まることは困難なために、責任が自分にあるとしているのではないかと考えられる。

男性のハラスメント被害者の場合、ハラスメントの被害を人に相談しないとき、「男性優位」のジェンダー規範のもとで、ハラスメントを個人で解決しなければならないものとし、他人に「弱み」を見せないためにハラスメントを「大した問題ではない」と考え、被害を人に打ち明けられないのではないかと考えられる。

このように、ハラスメントを人に打ち明けない場合でも、男女でこうしたジェンダー規範による理由の違いがあると考えられる。

また、シモンズの調査研究における、被害を話している女性間ハラスメント被害者からは、被害を人に打ち明けることをためらいつつも、何らかの「弱み」を見せることで被害を周囲に知らせることができていることがうかがえた。たしかに、ハラスメントの被害を他人に話すことは、人間関係がうまくいっていないことを知られることになる。しかし、被害を相談することは、女性に期待されるジェンダー規範から必ずしも逸脱することではないと思われる。なぜなら悩みを誰かに相談することは、相談できる相手がいるというように、良好な人間関係を示し、孤立することを避けることにもなるからである。

一方で、「男性優位」のジェンダー規範のもとで、相手に「弱み」を見せられない男性の場合、ハラスメントが辛いものであっても、「辛い」と考えていることを周囲に気づかれることも「弱み」を見せたことになってしまう。こうした文脈では、女性はハラスメントによって辛い思いをしていること自体を否定することはないため、悩みを人に打ち明けやすく、一方で男性は、ハラスメントを辛い思いをするほど大きな問題と感じていることも隠そうとするのでは

ないかと考えられる。そのために、男性はハラスメントを「大した問題ではない」と解釈するのではないかと考えられる。

もしそうであるならば、筆者が調査した男性のハラスメント被害者が、ハラスメントを「大した問題ではない」と解釈し、ハラスメントの被害を相談しないということは、男性により特徴的なことと言えよう。男子の方が女子よりもハラスメントの被害を相談しない、という量的調査の背景には、男性に他者よりも優位であるように求める「男性優位」のジェンダー規範の影響があると考えられる。こうした文脈では、そのようなジェンダー規範を相対化する視点を浸透させることで、男性のハラスメント被害者がハラスメントの被害を相談し、被害の深刻化を防ぐことに寄与すると考えられる。

また、女子が男子よりもハラスメントの被害を相談しやすい傾向があるとしても、被害を相談することをためらう女性のハラスメント被害者も少なくない。ハラスメントを解決するうえで、ハラスメントの被害を訴えないということは男女で共通の問題である。シモンズの調査研究でみられるように、女性間ハラスメント被害者が、女性に対して人間関係の良好さを期待するジェンダー規範の影響を受け、人間関係を維持し孤立を避けるためにハラスメントの被害を相談することをためらうのだとすれば、現在支配的なジェンダー規範は女性のハラスメント被害者の被害が深刻化することにも関係していると考えられる。前述したように、ハラスメントの被害を相談することは、女性に期待されるジェンダー規範からの逸脱を意味するわけではないと考えられる。しかし一方で、女性のハラスメント被害者は、女性に対して人間関係の良好さを期待するジェンダー規範のもとで、被害を相談することによって人間関係がうまくいっていないことを知られることや、ハラスメントを

訴えることで集団から孤立する可能性、そして他人に心配をかけられないといった人間関係への配慮からハラスメントを相談することに葛藤を抱え、相談をためらうことになると考えられる。

こうした文脈によれば、ジェンダー規範を相対化する視点を浸透させることは、男性だけではなく女性のハラスメント被害者の被害が深刻化することを避けることに寄与すると考えられるだろう。これまでハラスメント被害者の対処の仕方に関する研究では、ハラスメントの相談に関する統計上の男女差から、ジェンダー規範の影響が指摘されているのみであった。しかし、ジェンダーの視点から個々の事例を分析することで、ハラスメントの問題の背景をより理解することが可能となるだろう。

(注)

- (1) 本研究では継続的な加害と被害の関係のみを考察の対象としており、一時的な加害と被害の関係は考察の対象としていない。なぜなら本研究の関心が、継続的な被害を受けているにも関わらず、被害を相談することを悩む被害者の主観的世界にあるからである。こうした関係は「いじめ」と表現されることも多いが、何が「いじめ」であるのかは被害が一時的であれ継続的であれ、被害者がそれを「いじめ」と考えるかどうかによって異なる（森田・清永1994、41頁）。一方、ハラスメントの定義では、被害の継続性が強調されることが多い（例えば、イルゴイエンヌ訳書1999、21頁；岡田2004、19頁）。よって本発表では「いじめ」ではなく、ハラスメントという用語を用いることにした。ハラスメントは様々な領域で起こるものであるが、本稿では学校教育の段階で起こるハラスメントの分析を行う。

- (2) ハラスメント被害者に関する研究は、被害者の対処の仕方とその後の長期的な影響以外にも、例えば、被害者（および加害者）の個人的な特徴を指摘し、そこから対応策を考えることでハラスメント解決を目指すもの（詫摩1984）や、被害者の語りから「いじめ自殺」の言説を分析したもの（間山2002）など多岐に広がっているが、本稿では、被害者がハラスメントへの対処として被害を相談することとジェンダー規範との関係に注目するため、ハラスメント被害者の対処の仕方に関する先行研究に焦点を置いている。
- (3) 2008年1月から9月までの調査期間で、男性のハラスメント被害経験者9名にインタビューを行った。調査対象者は、21～30歳の青年である。
- (4) 本稿では、シモンズの文献の訳文は邦訳書に依拠しているが、原著も参考にしているため、訳文は必ずしも邦訳書と同じではない。
- (5) 多賀は、ジェンダー規範に関する議論を整理し、ジェンダー規範の主要なパターンを3点指摘している。それらは、「性別分業」の規範、「異性愛」の規範、「男性優位」の規範である（多賀2007、171-172頁）。

参考文献

- がいと女性のアイデンティティ』岩男寿美子 監訳 川島書店1986
- イルゴイエヌ, マリー＝フランス 『モラル・ハラスメント 人を傷つけずにはられない』高野優訳 紀伊国屋書店1999
- 深谷和子 『「いじめ世界」の子どもたち 教室の深淵』金子書房1996
- 片岡洋子 「女の子の友だち関係とその葛藤を考える」『教育』第57巻7月号 国土社2007 86-91頁
- 久保田真功 「いじめへの対処行動の有効性に関する分析 いじめ被害者による否定的ラベリング「修正」の試み」『教育社会学研究』第74集2004 249-268頁
- 間山広朗 「概念分析としての言説分析 『いじめ自殺』の〈根絶＝解消〉へ向けて」『教育社会学研究』第70集2002 145-163頁
- 三島浩路 「親しい友人間にみられる小学生の『いじめ』に関する研究」『社会心理学研究』第19巻第1号2003 41-50頁
- 森田洋司ほか編 『日本のいじめ 予防・対応に生かすデータ集』金子書房1999
- 森田洋司・清永賢二 『新訂版 いじめ 教室の病』金子書房1994
- 森本幸子 「過去のいじめ体験における対処法と心的影響に関する研究」『心理臨床学研究』第22巻第4号2004 441-446頁
- 岡田康子 『上司と部下の深みぞ パワー・ハラスメント完全理解』紀伊国屋書店2004
- Simmons, R. *Odd Girl Out: The Hidden Culture of Aggression in Girls*, Harcourt 2002 (= 鈴木淑美訳2003, 『女の子どうして、ややこしい!』草思社)
- 多賀太 『男らしさの社会学 揺らぐ男のライフコース』世界思想社2006
- 多賀太 「青年期とジェンダー」酒井朗編 『新訂 学校臨床社会学』放送大学教育振興会 2007 170-186頁
- 坂西友秀 「いじめが被害者に及ぼす長期的な影響および被害者の自己認知と他の被害者認知の差」『社会心理学研究』第11巻第2号1995 105-115頁
- Bright, R.M. "It's just a Grade 8 girl things : aggression in teenage girls" *Gender and Education*, 2005 Vol.17, No. 1 pp.93-101
- 江原由美子 『ジェンダー秩序』勁草書房2001
- ギリガン, C 『もう一つの声 男女の道徳観のち

詫摩武俊『こんな子がいじめる、こんな子がい
じめられる』山手書房1984

山口季音「男性間ハラスメントのジェンダー学
的考察」『九州教育学会研究紀要』第36巻
2009 71-78頁